

令和5年度 予 算

一 般 会 計
国民健康保険事業特別会計
国民健康保険天満診療所特別会計
駐 車 場 事 業 特 別 会 計
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計
後期高齢者医療保険事業特別会計
休 日 診 療 所 特 別 会 計

大 和 高 田 市

議第1号

令和5年度大和高田市一般会計予算

令和5年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,190,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月3日提出

大和高田市長 堀内大造

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,766,000
	1. 市民税	3,157,000
	2. 固定資産税	2,672,000
	3. 軽自動車税	176,000
	4. たばこ税	370,000
	5. 都市計画税	391,000
2. 地方譲与税		110,300
	1. 地方揮発油譲与税	26,700
	2. 自動車重量譲与税	76,700
	6. 森林環境譲与税	6,900
3. 利子割交付金		4,000
	1. 利子割交付金	4,000
4. 配当割交付金		99,000
	1. 配当割交付金	99,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		64,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	64,000
6. 法人事業税交付金		65,000
	1. 法人事業税交付金	65,000
7. 地方消費税交付金		1,390,000
	1. 地方消費税交付金	1,390,000
9. 環境性能割交付金		11,000
	1. 環境性能割交付金	11,000
10. 地方特例交付金		55,000
	1. 地方特例交付金	55,000
11. 地方交付税		8,160,000
	1. 地方交付税	8,160,000

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
12. 交通安全対策特別交付金		8,000
	1. 交通安全対策特別交付金	8,000
13. 分担金及び負担金		273,174
	1. 分担金	5,080
	2. 負担金	268,094
14. 使用料及び手数料		727,827
	1. 使用料	445,256
	2. 手数料	282,571
15. 国庫支出金		5,668,044
	1. 国庫負担金	4,472,993
	2. 国庫補助金	1,174,100
	3. 国庫委託金	20,951
16. 県支出金		1,894,848
	1. 県負担金	1,452,506
	2. 県補助金	328,501
	3. 県委託金	113,841
17. 財産収入		14,566
	1. 財産運用収入	14,564
	2. 財産売払収入	2
18. 寄附金		200,000
	1. 寄附金	200,000
19. 繰入金		978,431
	1. 基金繰入金	971,035
	2. 特別会計繰入金	7,396
21. 諸収入		246,710
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	2. 市預金利子	150
	3. 貸付金元利収入	440
	4. 雑入	232,120
22. 市債		2,454,100
	1. 市債	2,454,100
歳 入 合 計		29,190,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		229,004
	1. 議会費	229,004
2. 総務費		2,947,422
	1. 総務管理費	2,388,339
	2. 徴税費	304,645
	3. 戸籍住民基本台帳費	116,414
	4. 選挙費	98,516
	5. 統計調査費	14,313
	6. 監査委員費	25,195
3. 民生費		13,111,326
	1. 社会福祉費	6,434,130
	2. 児童福祉費	3,975,944
	3. 生活保護費	2,700,948
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		5,273,653
	1. 保健衛生費	1,327,769
	2. 清掃費	3,945,884
5. 労働費		21,826
	1. 労働諸費	21,826
6. 農林水産業費		128,139
	1. 農業費	128,139
7. 商工費		84,335
	1. 商工費	84,335
8. 土木費		1,873,925
	1. 土木管理費	121,919
	2. 道路橋りょう費	210,177

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
	3. 河川費	273,730
	4. 都市計画費	1,106,428
	5. 住宅費	161,671
9. 消防費		876,701
	1. 消防費	876,701
10. 教育費		2,431,809
	1. 教育総務費	474,814
	2. 小学校費	283,832
	3. 中学校費	185,555
	4. 高等学校費	412,436
	5. 幼稚園費	314,741
	6. 社会教育費	243,928
	7. 保健体育費	516,503
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		2,191,857
	1. 公債費	2,191,857
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		29,190,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和5年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業（令和5年度分）	令和5年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和5年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
庁舎第2駐車場管理業務	令和8年6月末まで	11,257 千円
庁舎総合受付及び電話交換派遣業務	令和8年6月末まで	39,498 千円
庁舎衛生管理及び警備業務	令和8年6月末まで	134,571 千円
庁舎設備運転管理業務	令和8年6月末まで	68,688 千円
文化会館総合管理業務	令和8年6月末まで	134,096 千円
市民交流センター総合管理業務	令和8年6月末まで	111,585 千円
公共建物清掃業務	令和7年5月末まで	36,083 千円
児童ホーム運営業務	令和9年3月末まで	434,220 千円
クリーンセンター清掃業務	令和7年3月末まで	3,360 千円

事 項	期 間	限 度 額
ロータリー車及び2 t ダンプ車購入に係る経費	令和7年3月末まで	67,650 千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	令和6年4月末まで	1時間当たり2,200円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
市営住宅等における家屋明渡請求事件に係る訴訟又は即決和解に関する業務	事件解決年度まで	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
市営住宅等における家屋明渡執行等申立事件に係る強制執行に関する業務	事件解決年度まで	当該事件に関する実費額及び委任弁護士の報酬基準による報酬金の額
中学校給食調理業務	令和8年7月末まで	159,298 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 27,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
借換債 (土地開発公社用地取得事業)	129,200	〃	〃	〃
保健センター整備事業	8,400	〃	〃	〃
市営斎場整備事業	3,100	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	25,400	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	1,659,800	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	6,500	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	27,600	〃	〃	〃
道路整備事業	53,100	〃	〃	〃
河川改良事業	121,900	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大和高田当麻線 街路事業	千円 39,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
借換債 (都市再生整備事業)	138,600	〃	〃	〃
緑化美化推進事業	27,000	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	23,400	〃	〃	〃
防災対策事業	30,600	〃	〃	〃
臨時財政対策債	132,800	〃	〃	〃
計	2,454,100			